

別紙 9

国産飼料資源生産利用拡大対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型） の事業細目及び具体的な手続き等について

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生畜第 1874 号生産局長通知）の本文（以下「実施要領」という。）第 2 の 5 の（3）の生産局長が別に定める各事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本事業において、次の 1 から 3 までに掲げる用語の定義は、当該 1 から 3 までに定めるところによる。

- 1 放牧型有機畜産 「有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）」における「有機農業」の実践に向けて行う、牧草地、シバ型草地、野草地等の土地資源を活用した放牧主体の資源循環型畜産をいう。
- 2 地域内一貫体制 生産された子牛等を地域内で肥育・保留を行うための体制をいう。
- 3 集約放牧 放牧地を小区画で区分した上で、搾乳牛等を短期間ごとに放牧地を移動させながら飼養することで、牧草を効率的に採食させる飼養方法をいう。

第 2 事業の内容

1 放牧型有機畜産普及推進

放牧主体の有機畜産について全国的な普及を図るための次の（1）から（4）の取組

- （1） 放牧型有機畜産を実践する地域の現地調査
- （2） 放牧型有機畜産への取組みに対する意向調査
- （3） 放牧型有機畜産の推進に向けた検討会の開催
- （4） 放牧型有機畜産の普及のためのセミナー等の実施

2 放牧活用推進

放牧を活用した肉用牛・酪農基盤強化を図るための次の（1）及び（2）の取組

（1） 肉用牛放牧

肉用繁殖雌牛の放牧を活用した地域内一貫体制の構築を図るための次のアからウの取組

- ア 放牧利用推進
- イ 放牧牛の導入
- ウ 放牧条件整備

（2） 放牧酪農

搾乳牛等（搾乳牛、乾乳牛、育成牛、子牛をいう。以下同じ。）の集約放牧等を活用した地域内一貫体制の構築を図るための次のア及びイの取組

- ア 放牧利用推進
- イ 放牧条件整備

第3 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体欄の生産局長が別に定めるものは以下のとおりとする。

1 放牧活用型有機畜産普及推進

次の（１）及び（２）に該当する民間団体等であること。

（１） 次のアからオまでを満たすこと。

- ア 全国的な観点から本事業の目的を達成するための検討会等の実施が可能であること。
- イ 自給飼料施策に精通しており、自給飼料の生産、給与等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。
- ウ 認証基準制度に精通しており、基準適合性評価等について必要な知識及び経験を有していること。
- エ 試験研究機関、都道府県等との連携の下、全国的視点で技術の普及・推進をすることが可能であること。
- オ 本事業に係る会計処理等について、適切な事務能力を有すること。

（２） 次のアからケまでのいずれかに該当する民間団体等であること。

- ア 民間企業
- イ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- ウ 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- エ 学校法人
- オ 特定非営利活動法人
- カ 独立行政法人
- キ 特殊法人
- ク 認可法人
- ケ 協議会（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。）

2 放牧活用推進

次の（１）から（７）までのいずれかに該当する生産者集団等であること。ただし、農業者の組織する団体の場合は、３戸以上の農業者により構成されるものに限ることとする。

- （１） 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- （２） 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- （３） 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- （４） 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- （５） 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの（以下のア又はイに該当するものを除く。）

ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が

300 人を超えるもの

イ その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 87 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上がアに掲げるもの（（2）又は（4）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

（6） 協議会（次のアからウまでの全ての要件に適合している場合に限る。）

ア 繁殖農家、肥育農家、農業関係機関（都道府県普及指導機関、農業協同組合、農業協同組合連合会等）等の本取組に参加する関係組織等により協議会が構成されていること。

イ 事業の事務手続を適性かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

ウ 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（7） その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

第 4 事業の要件

1 放牧型有機畜産普及推進

（1） 事業実施主体は、別紙 9 様式第 1 号により、放牧型有機畜産推進計画（以下「有機畜産推進計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

（2） 事業の目標については、自給飼料生産や放牧を主体とした畜産経営等を対象とし、有機認証制度における生産基準等との事例比較を行い、有機飼料認証適合に向けた技術的課題と展望について調査分析結果をとりまとめること。

2 放牧活用推進

（1） 事業実施主体は、別紙 9 様式第 2 号により、放牧利用推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、その目標達成に向け取り組むものとする。

（2） 事業の目標については、事業実施年度の前年度を基準年度とし、事業実施期間最終年度の翌年度を目標年度とした上で、放牧頭数、放牧面積、放牧期間を設定し、ア又はイを満たすものとする。

ア 肉用牛放牧にあつては（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 新たに放牧に取り組む場合、次のいずれかを満たしていること。

a 目標年度の放牧頭数が 3 頭以上であること。

b 放牧の用に供する放牧地の実面積が 50 a 以上であること。ただし、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の地域別農

業振興計画が同第4の1の(2)による認定を受けた場合であって、放牧の用に供する放牧地が同第3の3の対象地域であるときは、放牧の用に供する放牧地の実面積は15a以上とする。

(イ) 放牧を拡大する場合、次のaに加えb又はcの要件を満たしていること。ただし、目標年度の放牧期間が北海道、東北地方及び北陸地方にあつては180日以上、その他の地域にあつては240日以上の場合には、cの要件を満たすものとする。

a 推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の放牧頭数がおおむね1割以上増加する計画であること。

b 推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の放牧面積がおおむね1割以上拡大する計画であること。

c 推進計画に記載された基準年度の実績に比べ、目標年度の平均放牧期間（放牧に供する牛の年間放牧日数の平均）が1割以上増加する計画であること。

イ 放牧酪農にあつては(ア)又は(イ)の要件を満たすこと

(ア) 北海道で実施する場合にあつては、次の全ての要件を満たしていること。

a 搾乳牛等の集約放牧が行われていること。

b 搾乳牛等の集約放牧の用に供する放牧地の実面積が、1頭当たりおおむね20a以上であること。

c 搾乳牛等の放牧期間については、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間を設定していること。

d 1日の搾乳牛等の集約放牧の時間がおおむね1日8時間以上となっていること。

(イ) 都府県で実施する場合にあつては、次の全ての要件を満たしていること。

a 搾乳牛等の放牧が行われていること。

b 搾乳牛等の放牧の用に供する放牧地の面積が、1頭当たりおおむね10a以上であること。

c 搾乳牛等の放牧期間については、地域の標準的な条件等からみて放牧可能な期間を設定していること。

d 1日の搾乳牛等の放牧の時間がおおむね1日4時間以上となっていること。

(3) 事業実施主体は、第2の2の放牧利用推進を必須とし、本事業の実施による効果を周辺地域等へ普及させる取組として、次のアからオまでに掲げる取組の中から1つ以上を行うこととする。

ア 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催

イ 取組事例を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布

ウ ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知

エ 放牧地展示器具の設置

オ その他地方農政局長が認める取組

- (4) 事業実施主体は、本事業の実施により、都道府県、市町村、関係団体等と連携し、放牧を活用した地域内一貫体制の構築に向けた計画づくりのための検討を行うものとする。
- (5) 放牧牛の導入にあつては、以下の全ての条件を満たすものとする。
 - ア 本事業による放牧牛の導入にあつては、おおむね8か月以上72か月未満の月齢の繁殖に供する肉専用種又は交雑種の雌牛であること。
 - イ 導入する放牧牛を3年以上放牧利用すること。
 - ウ 導入する放牧牛を地域の標準的な条件等からみて適切な日数放牧すること。
 - エ 放牧面積に比して適切な導入頭数であると認められること。
 - オ 国及び独立行政法人農畜産業振興機構から、繁殖雌牛の導入、保留、増頭、その他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 放牧地の簡易整備にあつては、次のアからオを満たすものとする。
 - ア 本整備の対象となる放牧地は、裸地化、強害雑草の混入又は病虫害の発生の部分の面積が当該放牧地のうち3割以上を占める放牧地とする。
 - イ 放牧地の簡易整備は、土壌分析、飼料分析及び堆肥分析（以下「調査分析」という。）に基づく適正な土壌改良資材、種子、肥料及び農薬等の投入、耕起、砕土、整地、除草等により行うものとする。
 - ウ 放牧地の簡易整備により行う調査分析については、公的機関等（公的機関又はこれに準ずると地方農政局長が認める機関をいう。）により実施されるものであること。ただし、既に公的機関等が分析した結果を有している場合には、その分析結果を用いることができる。
 - エ 本整備の対象となる種子は、原則として飼料作物優良品種種子利用促進要領（昭和50年4月21日付け50畜B第233号農林水産省畜産局長通知）第1の1に基づき都道府県知事が指定する品種であつて、品質の証明を受けたもの（以下「奨励品種」という。）とする。ただし、奨励品種を利用しない場合には、都道府県試験場等の公的機関が奨励品種と同等の品種であると証明した品種の種子とする。
 - オ 本整備の対象となる農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第3項に基づき農薬の登録がなされているものであること。
- (7) 事業実施期間は、事業実施計画の最初の承認を受けた年度から翌々年度までの3年以内とする。

第5 事業実施手続

1 放牧型有機畜産普及推進

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）で行うものとする。
- (2) 事業実施主体候補者は、計画承認申請書（別記様式1号）に有機畜産推進計画（別紙9様式第1号）等必要な書類を添付し、生産局長に提出して、そ

の承認を受けるものとする。なお、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、省略することができるものとする。

- (3) 事業実施主体が、実施要領第4の2の重要な変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書（別記様式2号）に変更後の有機畜産推進計画（変更箇所を二重線で抹消して、その下段に変更後の内容を記載したもの）、その他必要な書類を添付し、生産局長に提出して、その承認を受けるものとする。

2 放牧活用推進

- (1) 事業実施主体候補者の選定は、生産局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）で行うものとする。
- (2) 事業実施主体候補者は、計画承認申請書（別記様式1号）に推進計画（別紙9様式第2号）等の必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、公募要領に基づき提出した書類に変更がない場合は、提出を省略することができるものとする。
- (3) 事業実施主体候補者は、(2)の提出にあたり予め関係する機関等（事業を実施しようとする地域を管轄する都道府県、市町村、農協等）との調整を図るものとする。
- (4) 複数年度の事業を行う事業実施主体であって、前年度から継続して事業を実施する事業実施主体においては、当該年度の計画承認申請を(2)及び(3)に準じて行うものとする。なお、初年度に承認を受けた推進計画の9に記載された国庫補助金相当額を上限とし、予算の範囲内となるよう調整を行う場合がある。
- (5) 事業実施主体が、実施要領第4の2の重要な変更を行おうとする場合には、事業実施計画変更承認申請書（別記様式2号）に変更後の推進計画（変更箇所を二重線で抹消して、その下段に変更後の内容を記載したもの）、その他必要な書類を添付し、地方農政局長に提出して、その承認を受けるものとする。なお、重要な変更は、実施要領第3の2の(1)から(5)までに掲げる変更の他、推進計画における目標年度の目標値の増減とする。
- (6) (2)により提出を受けた地方農政局長は、事業実施計画に記載された内容が、当該地方農政局の管轄を超える取組であることを確認した場合にあっては、関連する地方農政局長の担当部局に連絡するとともに、必要に応じて、事業実施計画の内容等の関連する事項の確認について協力を求めることができるものとする。

第6 事業の着手

- 1 事業実施主体による本事業の着手（資材等の発注を含む。以下同じ）については、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効率的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、

事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- 2 1のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合において、事業実施主体は、あらかじめ、第2の1の事業にあつては生産局長、第2の2の事業にあつては地方農政局長の適正な指導を受けた上で、それぞれ生産局長又は地方農政局長に対し、別紙9第3号により交付決定前着手届を提出するものとする。
- 3 生産局長又は地方農政局長は、事業実施主体が1のただし書きに基づき補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。
- 4 事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第7 事業実施状況の報告

1 放牧型有機畜産普及推進

事業実施主体は、事業の実施状況について、事業完了後速やかに事業実施状況報告書に別紙9様式第1号に準じて作成したものを添付し、生産局長に報告するものとする。なお、畜産生産力・生産体制強化対策事業費補助金交付要綱（平成31年4月1日付け30生畜第1625号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という。）第15の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

2 放牧活用推進

事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの各年度の実施状況について、翌年度の7月末日までに事業実施状況報告書に別紙9様式第2号に準じて作成したものを添付し、地方農政局長に報告するものとする。なお、交付要綱第15の実績報告書を提出し、内容に変更がない場合は、これをもって事業実施状況の報告に代えることができるものとする。

第8 事業の評価等

1 放牧型有機畜産普及推進

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、事業実施年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式4号）に別紙9様式第4号を添付し、生産局長に提出するものとする。
- (2) 生産局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙9様式第6号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。なお、点検にあつては外部有識者に助言を求めることができるものとする。

2 放牧活用推進

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の8月末日までに事業評価報告書（別記様式4号）に別紙9様式第5号を添付し、地方

農政局長に提出するものとする。

- (2) 地方農政局長は、事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合、事業実施主体に対し、別紙9様式第6号により改善計画を提出させ、目標達成に向け必要な指導等を行うものとする。

第9 助成の対象

- 1 実施要領第6の事業ごとの助成対象となる経費は、別紙9別表に記載するとおりとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

第10 導入牛等の管理運営等

- 1 事業実施主体は、推進計画に基づく放牧期間が終了した後においても、耐用年数期間内は引き続き放牧を継続するなど、善良な管理をもって、事業目的に沿った利用を行うものとする。
- 2 導入牛及び本事業対象牛から生産された子牛は、事業実施主体の所有であることとする。ただし、放牧実施者への貸付又は管理委託をすることができるものとする。
この場合において、事業実施主体は、導入牛の貸付又は管理委託に係る規程を整備するものとし、かつ、借受者又は管理受託者との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。
- 3 事故等による損害賠償等については、以下の(1)から(5)に沿って対応するものとする。
 - (1) 導入した放牧牛に盗難、失踪、死亡、その他重大な事故が生じた場合には、事業実施主体は、遅滞なく、その旨を地方農政局長に報告し、指示を受けるものとする。
 - (2) 貸付又は管理委託により放牧を実施する場合には、貸付期間中又は管理委託期間中に対象家畜が事故等にあった場合の責任の所在、処理方法等について、契約書に規定するか、又は契約の締結時に明確にしておくものとする。
 - (3) 導入家畜の事故についての損害賠償の有無の判断は、通常放牧管理（冬期の舎飼管理を含む。）をその判断基準とするものとする。
 - (4) 事業実施主体は、放牧実施者から損害賠償があった場合には、当該損害賠償金額のうち交付金に相当する額を地方農政局長へ返還するものとする。
 - (5) 事業実施主体は、事故発生後においても、代替牛を導入するなどして推進計画に基づく放牧の取組に努めるものとする。

別紙 9 別表

区 分	取組内容	助成範囲
1 放牧型 有機畜産 普及推進	1 放牧型有機畜産を实践する地域の現地調査の経費 2 放牧型有機畜産への取組みに対する意向調査の実施に必要な経費 3 放牧型有機畜産の推進に向けた検討会等の実施に必要な経費 4 放牧型有機畜産の普及のためのセミナー等の実施に必要な経費 5 その他放牧型有機畜産の推進に必要な経費	
2 放牧活用 推進 (1) 肉用牛 放牧 ア 放牧利 用推進	1 放牧技術の習得に必要な対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 2 放牧普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 3 地域内一貫体制の構築に必要な対策 地域内一貫体制構築のための検討会、情報の収集等の経費 4 理解醸成に必要な対策 地域住民を対象とした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費 5 放牧実施に必要な対策 放牧の実施に必要となる牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費 6 その他放牧の推進に必要な経費	
イ 放牧牛 の導入	放牧牛（繁殖雌牛）の購入費及び導入経費（市場手数料、運搬経費等）	家畜導入に要する補助対象経費には、購入に要する導入経費を含むものと

ウ 放牧条件整備	1 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む。）、移動式スタンション等 2 放牧衛生費 アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用 3 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用 4 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等 5 その他放牧に必要な簡易施設の整備費	する。。 放牧地の簡易整備については、裸地化、強害雑草の混入又は病虫害の発生の部分について、事業実施主体の他、第三者等の判断により、その割合が3割を占める放牧地を対象とすることが出来るものとする。
(2) 放牧酪農 ア 放牧利用推進	1 放牧技術の習得に必要な対策 先進地視察、放牧技術者の育成及び研修会の開催、専門家による現地指導等の経費 2 放牧普及啓発に必要な対策 現地研修会、パンフレット・マニュアルの配布等の経費 3 地域内一貫体制の構築に必要な対策 地域内一貫体制構築のための検討会、情報の収集等の経費 4 理解醸成に必要な対策 地域住民を対象にした放牧に対する理解醸成のための研修会・説明会等の開催、地域住民との放牧に係るふれあいイベントの開催及び普及啓発資料の作成等の経費 5 放牧実施に必要な対策 放牧の実施に必要な牛の馴致費用、運搬費用、薬剤費用、検査費用、保険費用及び放牧地再生に必要な機械リース費用等の経費 6 その他放牧の推進に必要な経費	

イ 放牧条件整備	1 隔障物等の整備 電気牧柵一式、給水設備（水源からの引き込み施設を含む。）、移動式スタンション等 2 放牧衛生費 アブ誘引設備(アブトラップ)等、放牧衛生対策に必要な家畜衛生に係る費用 3 簡易整備資材費 簡易牛舎用の資材購入等に係る費用 4 放牧地の簡易整備 土壌分析、飼料分析、堆肥分析、土壌改良資材、種子、肥料、農薬等 5 その他放牧に必要な簡易施設の整備費	放牧地の簡易整備については、裸地化、強害雑草の混入又は病虫害の発生の部分について、事業実施主体の他、第三者等の判断により、その割合が3割を占める放牧地を対象とすることができるものとする。
-----------------	---	--

別紙 9 様式第 1 号（第 4 の 1 関係）

放牧型有機畜産普及推進計画（平成〇〇年度（西暦〇〇年度））

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 総括表

区 分	事業内容	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
放牧型 有機畜 産普及 推進	1 現地調査の実施 2 生産者への意向調査等の実施 3 検討会等の実施 4 普及のためのセミナー等の開催	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	

3 事業の目的

--

4 事業の内容

(1) 現地調査の実施

実施時期及び実施場所	参加者数	参集範囲	内容	備 考
	(人)			

(2) 生産者への意向調査等の実施

実施時期	調査範囲	内 容	備 考
	(人)		

(3) 検討会等の実施

実施時期	参加人数	内 容	備 考
	(人)		

(4) 普及のためのセミナー開催

実施箇所 実施時期	参加者数	参集範囲	内 容	備 考
	(人)			

別紙 9 様式第 2 号（第 4 の 2 関係）

放牧利用推進計画（平成〇〇年度（西暦〇〇年度））

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 助成事業参加申請

事業名	申請
1 肉用牛放牧	
2 放牧酪農	

注 助成を希望する事業の申請欄に○を記入すること。

3 地域内における現状と課題

地区の名称	
現 状	
課 題	

4 事業実施主体における放牧の実施状況と目標

○肉用牛放牧

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年 (目標年度)
放牧面積					
うち荒廃農地					
放牧戸数					
うち新規取組者					
放牧頭数					
放牧期間					

注：荒廃農地は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成 20 年 4 月 15 日付け 19 農振第 2125 号 農村振興局長通）7 の①の A 分類（再生利用が可能な荒廃農地）に該当する農地を記載する。

○放牧酪農

	基準年度 (〇〇年度)	1 年目 (〇〇年度)	2 年目 (〇〇年度)	3 年目 (〇〇年度)	目標年度 (〇〇年度)
飼養頭数					
うち放牧頭数					
搾乳牛					
育成牛					
その他					
放牧期間					
1 日の放牧時間					

5 放牧の取組内容の地域への波及方法

	具体的な波及方法
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

注 放牧の取組内容を地域に波及させる計画とすること。

6 取組効果を周辺地域等へ普及させる取組

- (1) 事例発表や意見交換のための会議や現地研修会等の開催 ()
- (2) 取組事例等を掲載したパンフレット・マニュアル等の配布 ()
- (3) ホームページや機関誌等への掲載による取組事例等の周知 ()
- (4) 放牧地展示器具の設置 ()
- (5) その他 (内容:) ()

注1: (1) から (5) までの1つ以上を選択し、() 内に○を記載すること。

注2: その他の場合には、(内容:) 内に取組内容を記載すること。

7 地域内一貫体制の構築を図るための取組

現 状	(地域における地域内一貫体制の現状について記載する。)
課 題	(地域内一貫体制の構築を図る上での課題。)

8 事業実施主体における放牧の取組計画

	放牧取組の具体的内容
(1年目) 〇〇年度	
(2年目) 〇〇年度	
(3年目) 〇〇年度	

注 事業期間内に取り組む放牧の内容を具体的に記載する。

9 事業計画 (千円)

区 分	〇〇年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業 内容	事業費	補助金	事業 内容	事業費	補助金	事業 内容	事業費	補助金
(1)放牧利用推進									
(2)放牧牛導入※									
(3)放牧条件整備									
計									

※肉用牛導入のみ記載する。

10 放牧牛導入要件確認※

※肉用牛導入のみ記載する。

番号	繁殖雌牛 導入年	放牧供 用年数	放 牧 開始年	放牧予 定日数	放牧予 定面積	要件 可否

注：導入する放牧牛ごとに要件確認を行う。

11 添付書類

- ・事業実施主体規程、会計規程、構成員名簿、繁殖雌牛・簡易施設等に係る諸規定
- ・放牧実施計画地地図
- ・事業実施主体収支計画
- ・推進体制(フロー図)
- ・その他地方農政局長が必要と認める資料

注1：農林水産省生産局長が別に定める公募要領による応募申請書の提出時に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

注2：事業実施機期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施主体にあつては、従前に添付した書類に変更がないものについては、添付書類を省略することができる。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿
〇〇農政局長 殿
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名： 印

（平成〇〇年度（西暦〇〇年度）畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））の交付決定前着手届

畜産生産力・生産体制強化対策事業実施計画（国産飼料資源生産利用拡大のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

取組の名称	事業量	事業費	着手 予定日	完了 予定日	交付決定前に着手する理由

別紙9様式第4号（第8の1関係）

（平成〇〇年度（西暦〇〇年度））放牧型有機畜産普及推進事業評価報告書

1 実施事業主体名等

事業実施主体	事業内容	事業目的

（注）事業実施計画時に提出した事業名、事業内容及び事業目的を記載すること。

2 事業期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

3 事業の成果

（1）成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	（理由）
適正な事業の執行	（理由）

（注）1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業応募書に記載した「事業の成果・効果」及び「効果の検証方法」に沿って記入すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は「1」を、計画が不適切な場合は「0」を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適正な事業の執行」の欄については、事業が適正に実行された場合は「1」を、それ以外の場合は「0」を記入すること。また、その理由について記入すること。

（2）事業の成果品等

事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

別紙9様式第5号（第8の2関係）

（平成〇〇年度（西暦〇〇年度））放牧利用推進評価報告書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地	
代表者	

2 放牧の取組状況と実績

（1）年度別の取組状況

	取 組 状 況
（1年目） 〇〇年度	
（2年目） 〇〇年度	
（3年目） 〇〇年度	

（2）放牧の取組実績

○肉用牛放牧

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)	備 考
放牧面積						
うち荒廃農地						
放牧戸数						
うち新規取組者						
放牧頭数						
放牧期間						

○放牧酪農

	〇〇年度 (基準年度)	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度 (目標年度)	備 考
放牧面積						
飼養頭数						
うち放牧頭数						
うち搾乳牛						
うち育成牛						
その他						
放牧期間						
1日の放牧時間						

3 地域内一貫体制構築を図るための取組実績

	取 組 実 績
〇〇年度	
〇〇年度	
〇〇年度	
(目標) 〇〇年度	

4 事業実績 (千円)

区 分	初年度			〇〇年度			〇〇年度		
	事業 内容	事業費	補助金	事業 内容	事業費	補助金	事業 内容	事業費	補助金
(1)放牧利用推進									
(2)放牧牛導入※									
(3)放牧条件整備									
計									

※肉用牛導入のみ記載する。

5 推進計画の目標と達成状況

目標年度	〇〇年度
目 標 (推進計画)	
実 績	
達成状況に関 する自己評価	

注1：目標の欄は、推進計画に記載した目標の内容を記載する。

注2：実績の欄は、目標に該当する実績について記載する。

注3：達成状況に関する自己評価については、達成／未達にかかわらず、主観的観点から、自ら設定した目標に対する達成状況についての評価を記載する。

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 宛
（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名：
代表者の役職及び氏名： 印

畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））の事業実施に関する改善計画について

平成〇〇年度（西暦〇〇年度）～平成〇〇年度（西暦〇〇年度）において実施した畜産生産力・生産体制強化対策事業（国産飼料資源生産利用拡大対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））について、当初事業実施計画の成果目標の達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

記

1. 事業の取組の経過

2. 事業実施計画の成果目標が未達となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由等	